

## 試験研究用資産の貸与に関する契約書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、甲と乙の研究用資産（以下「資産」という。）  
について、次のとおり貸与契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的及び効力）

第1条 甲は、乙が実施する □□□□□□□□□□□□事業「△△△△△△△△△△△△△△  
△△研究開発」（以下「本補助・助成事業」という。）において、第2条に定める資  
産を使用させるものとする。

2 甲が、本補助・助成事業に関する交付の決定を行わなかった場合、本契約は契約締結日  
に遡って無効とする。

3 乙は、本補助・助成事業の交付規程に基づき、乙が申請の取り下げをした場合、本補助・  
助成事業が中止若しくは廃止された場合又は本補助・助成事業の交付決定が取り消された  
場合、第2条に定める資産の取り扱いについて、甲の指示に従うものとする。

（貸与する資産）

第2条 甲が、乙に貸与する資産（以下「貸与資産」という。）は、別添1「資産管理簿」  
のとおりとする。

（貸与の期間及び費用負担）

第3条 貸与期間は、本補助・助成事業の交付決定日から××××年××月××日までとす  
る。

2 貸与料は無償とする。

3 乙は、貸与期間中の貸与資産に係る固定資産税及び損害保険料並びに維持・管理に必要  
な一切の費用を負担するものとする。ただし、本補助・助成事業において甲が認めた保守  
費用については、この限りではない。なお、固定資産税の費用負担の清算については、甲  
は、貸与資産に係る固定資産税のうち貸与期間に相当する金額に消費税及び地方消費税  
を加算した金額を、期限を示して乙に請求することとする。

4 乙は、甲から前項に定める請求を受けたときは、甲から指定された期限までに、甲から  
指定された銀行口座に振り込む方法で甲から請求された金額を支払うものとする。た  
だし、振込にかかる送金手数料等の費用は乙の負担とする。

（契約の変更）

第3条の2 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契

約の内容を変更できるものとする。

- 一 本補助・助成事業の実施において、貸与期間の変更、又は貸与資産の増減を行う必要が生じたとき。
  - 二 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 乙は、前項の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、貸与契約変更申請書1通を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、前項の規定により、乙から提出された変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切と判断された場合は変更申請を承認する。
- 4 甲は、前項の規定により申請書を承認した場合は、次の手続を行う。
- 一 本契約の貸与期間を変更する場合、又は貸与資産が増減する場合は、変更契約を締結する。
  - 二 前号を除く事項について変更する場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。
- 5 甲は、乙が本契約条項に違反したとき、又は過怠によって期限内に義務を履行する見込みがないと認められるときは、本契約を解除することができる。

#### (資産の管理)

- 第4条 乙は、貸与資産について、善良な管理者の注意を持って管理するものとし、乙が管理する期間は、第3条に定める貸与期間の開始日から甲の指示に基づき甲が指定する相手先に引き渡す日又は第4条の2第10項に基づき乙が貸与資産を引き取った日までとする。
- 2 乙は、貸与資産について、他の財産と区別して管理することとし、別添1「資産管理簿」に記載の保管場所等のもとに保管するものとする。ただし、保管場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出るものとする。
- 3 乙は、貸与資産を本補助・助成事業以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- 4 乙は、貸与資産を改造しないことを原則とする。ただし、やむを得ず改造する必要がある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。
- 5 乙は、貸与資産に対し、抵当権、質権その他担保物権を設定してはならない。

#### (資産の譲渡等)

- 第4条の2 甲は、貸与期間終了後、貸与資産（甲及び乙が共有する貸与資産については甲の持分）について甲が提示する譲渡価格をもって乙に譲渡し、乙は、これを譲り受けるものとする。
- 2 前項に基づき、乙が貸与資産を有償で譲り受ける場合において、乙が貸与資産を本補

助・助成事業の目的に関連して使用するときは、甲は貸与期間終了後も、乙が貸与資産を使用することを認めるものとする。ただし、甲が使用停止を指示した場合はこの限りでない。

- 3 甲が提示する譲渡価格は、貸与期間終了日における次項に定める算定方法により算定した額とする。
- 4 譲渡価格は、甲が貸与資産を取得した価額（以下「取得価額」という）から、取得価額に100分の90を乗じた額に1を法定耐用年数で除した値（小数点第四位以下切り上げ。ただし、2007年3月31日以前に取得した貸与資産については小数点第四位以下切り捨て。）を乗じた額（以下「年償却額」という。）に取得日から貸与期間終了日までの期間（以下「算定期間」という。）における通算経過年数を乗じて得られた額及び算定期間のうち12月に満たない月数（1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。）を年償却額に乗じて12で除した額（小数点以下四捨五入）を減じた額とする。ただし、取得価額に100分の5を乗じた額を下回らない額とする。

**【算定式】**

$$\begin{aligned} \text{譲渡価格} &= \text{取得価額} - (\text{年償却額} \times \text{経過年数} + \text{年償却額} \times \text{端数月数} \div 12) \\ &\geq \text{取得価額} \times (5 \div 100) \end{aligned}$$

- 5 乙は、貸与資産の譲渡に関し、甲が指定する期間までに、「貸与された財産の処分に関する確認書」（以下「確認書」という。）を提出するものとする。なお、乙は、有償譲渡に適さない貸与資産がある場合は、確認書にその処分方法及び理由を記載して、提出することができる。
- 6 乙は、貸与資産を乙以外の者（以下「譲受希望者」という。）が譲り受けることに正当な理由がある場合は、確認書に以下の各号の内容を記載した書面を添付して甲に申し出るものとする。
  - 一 譲受希望者の名称及び所在地
  - 二 譲受希望者が譲り受けを希望する貸与資産の内訳
  - 三 譲受希望者への譲渡を適切とする理由（譲受希望者の事業概要、本補助・助成事業への関与内容、当該貸与資産の活用計画を含む。）
  - 四 譲渡価格での当該貸与資産の譲り受けに関する譲受希望者の合意意思の表示（譲受希望者の発出文書を添付すること。）
- 7 甲は、第5項の確認書の内容を適切と認めたときは、甲が使用又は廃棄する貸与資産、甲が別に定める特定の法人等に無償譲渡することが適切と認めた貸与資産及び第6項の譲受希望者に譲渡することが適切と認めた貸与資産を除き、貸与期間終了後、第4項に基づき算定した譲渡価格を、期限を示して乙に請求するものとする。なお、乙が指定期限までに確認書を提出しないときは、乙は貸与資産を全て譲り受け、その譲渡対価を支払わなければならないものとする。ただし、甲が、指定する期限までに乙が確認書を提出しないことに正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- 8 乙は、甲から前項に定める請求を受けたときは、甲から指定された期限までに、甲から指定された銀行口座に振り込む方法で甲から請求された金額を支払うものとする。ただし、振込に係る送金手数料等の費用は乙の負担とする。
- 9 貸与資産の所有権は、乙が本条第7項に定める甲から請求された金額を支払ったときに甲から乙に移転する。
- 10 乙は、所有権移転後において、甲又は甲の指定する者の立会いのもとで貸与資産を引取るものとする。ただし、甲が認める場合は立会いを省略することができる。
- 11 甲は、乙が本条第7項により甲が示した期限までに対価を支払わないときは遅延金として、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し民法第404条に定める法定利率を乗じて計算した金額を請求できるものとする。
- 12 甲は、乙が本条各項に規定する義務に違反したとき、又は過怠によって期限内に義務を履行する見込みがないと認められるときは、乙に対する貸与資産の譲渡を取り消し、任意に貸与資産を廃棄又は第三者に譲渡する（以下「甲の任意処分」という。）ことができるものとする。この場合、乙は甲の任意処分に対し、一切異議を述べず、貸与資産の引渡しなど甲の任意処分に必要な協力を行うものとする。なお、甲の任意処分に係る費用は全て乙の負担とする。
- 13 甲は、乙が天災その他不可抗力の原因によらないで甲の定める期限内に、貸与資産の引取りを完了しないとき、又は前項に基づき貸与資産の譲渡が取り消されたときは、違約金として引取りを完了しない貸与資産の譲渡価格の100分の10に相当する金額を請求することができる。
- 14 甲は、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引取り期限から1年とする。

（技術研究組合に係る読替え）

第4条の3 乙が技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に基づく技術研究組合（以下「組合」という。）であって、貸与資産を当該組合の組合員が使用している場合は、乙を当該組合の組合員と読み替え、前条各項の規定を適用する。

（貸与資産の弁償）

第5条 乙は、貸与資産を滅失又は毀損した場合は、貸与資産について補修、部品の取替、製造等を行うことにより、原状に回復しなければならない。ただし、甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（賠償責任）

第6条 甲は、貸与資産を乙が使用することに起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害について、その損害が甲の故意又は重大な過失

